

「第8期長野県高齢者プラン」(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

1 募集方法等

県ホームページなどを通じて、令和3年4月30日(金)から5月30日(日)までの31日間、パブリックコメント(県民意見公募手続)を実施しました。

2 提出のあった意見・提言数

28件(1団体)

3 意見の内容と県の考え方

※記載のページは、パブリックコメント実施時の計画案のページです。

No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
1	32	第1編 第2章 第1節 2025年及び2040年の高齢者の状況	<p>【長野県が目指す地域包括ケア体制の解説】④</p> <p>○ 3つ目の冒頭に次の下線部を追加することを提案します。</p> <p>・<u>市町村の重層的支援体制整備事業が推進され、介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援が連携を図り、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、断らない相談支援が行われています。</u></p>	<p>市町村・地域包括支援センターで受けた様々な相談を適切に関係機関につなぐなど、市町村における包括的な支援体制の整備の必要性を踏まえ、「介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援が連携を図り、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、包括的支援が行われています。」と記載を修正します。</p>
2	33	第1編 第2章 第3節 2025年及び2040年の高齢者の状況	<p>【医療・介護関係者に期待される役割】と【企業・NPO等に期待される役割】の間に</p> <p>○ 次の項目を追加することを提案します。</p> <p>【社会福祉法人に期待される役割】</p> <p>社会福祉法人は、地域における公益的な取り組みを実施する責務があるとされました。社会福祉事業又は公益事業を行うにあたり、他の主体では困難な福祉ニーズ等に対する役割が期待されます。</p>	<p>社会福祉法人がその公益性から地域において重要な役割が求められていることについてはご指摘のとおりであり、そのことを前提として、「医療・介護関係者」の連携のあり方について記載したものです。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
3	35	第1編 第2章 第2節 第8期計画 の重点分野 と施策体系	<p>(4) 生活支援の充実 表の「生活支援サービスの充実を感じている居宅要介護認定者の割合」を</p> <p>○ 「生活支援サービスの充実を感じている事業対象者、居宅要支援認定者、居宅要介護認定者の割合」に変更することを提案します。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「生活支援サービスの充実を必要と感じている居宅要支援・要介護認定者等の割合」に記載を修正いたします。</p> <p>なお、この項目の評価は、「居宅要支援・要介護認定者等実態調査」により行うこととしており、事業対象者についても含めたものとなっております。</p>
4	36	第1編 第2章 第2節 第8期計画 の重点分野 と施策体系	<p>(8)災害・感染症対策の推進</p> <p>○ 本文に下線部分の追加を提案します。</p> <p>自然災害から避難するための実効性ある計画（避難確保計画、非常災害対策計画の策定を進めるとともに、自然災害や感染症の発生時にも業務を継続できるよう事業継続計画（BCP）等の策定を支援し、研修や訓練を促します。</p> <p><u>介護施設・事業所と市町村が連携した災害訓練とその検証を積極的に推奨します。</u></p>	<p>介護施設・事業所のBCP策定やそれに基づく研修、訓練の実施を支援するため、市町村が事業者向けの研修を実施し、県が財政的な支援を行うこととしており、市町村と連携した災害訓練を推奨する等のご意見の趣旨については、この支援の中で、反映されるよう努めてまいります。</p>
5	45	第2編   第2章   第1節   フレイル対策 の総合的 な推進	<p><b>【施策の方向性】</b></p> <p>◆普及・啓発の本文 「…、地域住民に対して普及啓発を行います」 について</p> <p>○ 次の文章に変更して取り組むことを提案します 「地域住民に対してマスメディア利用や全戸チラシ配布などによる積極的な普及啓発を行います」</p>	<p>フレイル対策については、「保健事業と介護予防の一体的実施」として事業を市町村で行いますので、ご提案の趣旨も含めて、市町村と意見交換しながら進めてまいります。</p>
6	46	第2編   第2章   第2節   低栄養対策 の推進	<p>◆低栄養対策 「貧困」「セルフネグレクト」に関する項目がありません。</p> <p>○ 5項目として追加提案します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低栄養状態に至っている要因を探り、背景に貧困やセルフネグレクト等の課題がある場合には、適切な機関や専門職につなぎ支援します。</li> </ul>	<p>低栄養状態に至った要因を探ったうえで、それぞれに必要な専門職等と連携していく必要性についてご意見をいただいたものと考えています。</p> <p>地域ケア会議への管理栄養士・栄養士の参画を支援することとしておりますので、個別の課題に対して必要な専門職につなぎ役割を果たせるものと認識しています。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
7	48	第2編 I 第2章 第3節 介護予防の 推進と地域 のつながり の促進	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆市町村支援 ・4点目 ……、生活支援コーディネーターの資質向上や取組事例の共有等を行います。</p> <p>○ 資質向上の前に「研修や情報の提供などにより」の文言を入れることを提案します</p>	<p>ご意見の趣旨は、第3章第3節「生活支援サービスの充実」に記載の◆市町村等への支援において、具体的に記載しています。</p>
8	51	第2編 II 第3章 第1節 地域の実情 に応じた地 域包括ケア の推進	<p>【主な事業】</p> <p>表 関係機関 ・集団指導 について</p> <p>○ 集団指導の他に次の事業の追加と実施を提案します。 ・介護保険事業所と障害サービス事業所の合同研修会の開催</p>	<p>ご指摘の障がい分野の利用者が、高齢となり、介護保険サービスに移行する際、これまで利用できていたサービスが利用できなくなることについて、ご要望をいただいています。</p> <p>ご本人のご希望や状況に応じて、必要なサービス利用が円滑に行われるよう、利用者への情報提供や事業者連携等を積極的に行っている例があり、長野県自立支援協議会などで好事例の展開等を行うよう努めてまいります。</p>
9	52	第2編 II 第3章 第2節 地域ケア会 議の推進	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆関係機関との連携</p> <p>○ 次の下線部を加筆することを提案します ・<u>地域ケア会議に、医療や介護に限らず高齢者及び高齢障がい者の生活に関わる諸問題……。</u></p>	<p>高齢障がい者への個別課題支援について、地域ケア会議から排除されるものではありません。</p>
10	55	第2編 II 第3章 第4節 在宅生活を 支援するサ ービスの充 実	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆2項目目、・2つ目「また、経営者等の高齢化により事業継続ができない宅幼老所について、事業継承のための取組みを検討します</p> <p>○ 文章の変更を提案します また、経営者等の高齢化などにより事業継続ができない宅幼老所について、<u>事業継承できる支援体制づくり</u>を検討します。</p>	<p>原案においても「<u>経営者の高齢化等により事業継続ができない宅幼老所について</u>」としております。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
11	57	第2編 Ⅱ 第3章 第5節 家族介護者 への支援	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆市町村等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護の社会化」を進めるために介護保険が導入されたものの……主な担い手となっている場合が多く…</li> </ul> <p>○ ・4項目目として次の項目の追加提案をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族がいる場合でも、家族負担に応じて介護保険の訪問介護（生活援助）を柔軟に提供できるように、保険者・市町村に制度運営の適切な支援をします。</li> </ul>	<p>ご指摘の箇所については、家族介護者の精神的な負担についての課題を記載したものでしたが、表現があいまいであったので、記載を明確化し、「介護の社会化」を進めるために介護保険制度が導入され、サービス提供体制は構築されてきたものの、「令和元年度実態調査」によると、40.0%の介護者が、「精神的なストレスがたまっていること」を困っていることに挙げており、家族介護者の負担軽減が必要です。」に修正します。</p> <p>なお、家族介護者の精神的負担軽減については、「第3章第5節家族介護者への支援」の「◆市町村等への支援」の部分で支援してまいります。</p>
12	57	第2編 Ⅱ 第3章 第5節 家族介護者 への支援	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆資質の向上</p> <p>ケアマネジャーや地域包括支援センター職員がリンクワーカー的な役割を果たしていけるよう資質の向上を図ります。</p> <p>○ 本文中の 「リンクワーカー的な」を 「専門職としての」に変更することを提案します。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該箇所については、「介護者に身近なケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が、家族介護者への支援においても専門職としての役割を果たしていけるよう、資質の向上を図ります。」と修正します。</p>
13	57	第2編 Ⅱ 第3章 第5節 家族介護者 への支援	<p>現状と課題・4項目目</p> <p>「その一方で、介護離職や家族による虐待などの不幸な事件が社会問題化しています。」</p> <p>○ 文章表現の変更を提案します。</p> <p>「その一方で、介護離職や家族による虐待などが社会問題化しています。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
14	66	第2編 II 第5章 第1節 医療・介護 等の連携に よる認知症 高齢者等へ の支援	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆市町村等への支援</p> <p>○ 2点目として次の項目の追加と実施を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者等の支援として、意思決定支援に関する研修会を実施します。</li> </ul> <p>○ ・3点目として次の項目の追加と実施を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの市町村においても、認知症高齢者等の権利擁護支援及び意思決定支援として、判断能力の状況に応じた法定後見制度や任意後見制度の活用ができるよう、中核機関の設置を支援します。</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨は「第9章第1節高齢者の権利擁護」の「◆成年後見制度の利用促進」の部分で、記載しています。</p>
15	66	第2編 II 第5章 第1節 医療・介護 等の連携に よる認知症 高齢者等へ の支援	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆医療・介護従事者への支援 1項目目</p> <p>○ 下線部分を追加することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人に対して本人主体の医療・看護、<u>介護</u>を提供するため、<u>意思決定支援に基づいた多職種の医療・介護従事者向け研修会</u>を引き続き開催します。</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「認知症の人に対して本人主体の医療・看護を提供するため、意思決定支援に基づいた多職種の医療従事者向け研修会を引き続き開催します。」と記載を修正します。</p> <p>なお、介護従事者についても「第5章第1節医療・介護等の連携による認知症高齢者等への支援」の「◆医療・介護従事者への支援」の部分で人材育成などの支援をしてまいります。</p>
16	66	第2編 II 第5章 第1節 医療・介護 等の連携に よる認知症 高齢者等へ の支援	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆市町村への支援 ・2点目として</p> <p>○ 次の項目を追加提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の権利擁護が推進されるように、本人情報シートを有効に活用し、成年後見制度の利用促進がなされるために、市町村等の支援を行います。</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨は「第9章第1節高齢者の権利擁護」の「◆成年後見制度の利用促進」の部分で、記載しています。</p>
17	70	第2編 II 第5章 第3節 若年性認知 症施策の推 進	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆「県民への啓発」 ・1点目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症……引き続き実施します。</li> </ul> <p>○ 2点目に次の項目を追加することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護、医療、障がい福祉等分野の従事者への啓発の研修会を実施します。</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨は、「第5章第1節医療・介護等の連携による認知症高齢者等への支援」の「◆医療・介護従事者への支援」部分で、関係者への若年性認知症に関する理解、他分野との連携の必要性の理解についても周知してまいります。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
18	72	第2編 II 第6章 第1節 介護人材の 確保・定着	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆入職促進</p> <p>○ ・3点目に次の項目を追加提案します</p> <p>・福祉・介護人材マッチング支援事業等における介護の仕事の魅力についての普及啓発、及び入職前の教育研修の充実を図ります。</p>	<p>ご意見の趣旨については、現在も「福祉・介護人材マッチング支援事業」において取り組んでいるところですが、ご意見を踏まえ、内容の充実に努めてまいります。</p>
19	72	第2編 II 第6章 第1節 介護人材の 確保・定着	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆入職支援</p> <p>○ 7点目文中の「市町村が実施するボランティアポイントの導入」を削除し、第2編の第1章又は第3章での記載を提案します。</p>	<p>国が定める第8期介護保険事業計画の基本指針で、市町村が取り組む事項として介護人材確保が加わりましたので、その一つの手法としてボランティアポイントについても言及しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、「第3章第3節生活支援サービスの充実」の「◆市町村等への支援」の部分にも、ボランティアポイントの取組についても例示します。</p>
20	73	第2編 II 第6章 第1節 介護人材の 確保・定着	<p>◆雇用・労務管理の改善</p> <p>○ 次の内容を追加することを提案します。</p> <p>・介護サービス利用者との信頼関係に悩む事業者及び介護職員からの悩みに対応した相談支援を行います。</p>	<p>ご意見の趣旨については、「第6章第4節介護分野の職場環境改善の促進」における介護サービス事業者へのアドバイザー派遣などで、具体的に支援してまいります。</p>
21	78	第2編 II 第6章 第4節 介護分野の 職場環境改 善の促進	<p>◆働き方改革の推進</p> <p>・1点目</p> <p>○ 冒頭の文章「介護サービス事業所の人材確保・定着力を強化するために」を「介護職場の環境改善のために」に変更することを提案します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
22	82	第2編 II 第7章 第2節 高齢者の多様な住まい方への支援	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆多様な住まいへの支援 2点目の次に</p> <p>○ 2点目として次の項目の追加提案をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取り組みを促進します。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、今後周知等を図ってまいります。</p>
23	82 83	第2編 II 第7章 第2節 高齢者の多様な住まい方への支援	<p>○ 現状と課題に次の項目を明記することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りのない高齢者が介護老人福祉施設の入所を拒否されるケースもあること</li> </ul> <p>【施策の方向性】</p> <p>◆住まいの安定的な確保</p> <p>○ 次の2点を追加することを提案します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りのない高齢者が介護老人福祉施設の入所を拒否されない仕組みづくりの検討をします。</li> <li>・身寄りのないことを理由として介護老人福祉施設の入所や利用を拒否することがないように、介護保険法等の法令に基づき適切な指導、研修・通知を行うとともに、身寄りのない高齢者のセーフティーネットについて強化していくとともに、市町村には、入居対応についてのガイドラインやマニュアルの作成を推奨します。</li> </ul>	<p>ご意見のような例については、サービスの提供を拒否する「正当な理由」には該当せず、権利侵害の恐れもあるケースですので、県社会福祉協議会に設置される「運営適正化委員会」や、「国保連合会による苦情処理事業」を活用するなどの周知を図ってまいります。</p> <p>また、身元保証人がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことがないように、法令等に基づき適切に指導監査を行ってまいります。</p>

No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
24	87	第2編 II 第8章 第2節 感染症対策 の推進	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆支援体制の整備 3点目 高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症等新型感染症が発生したことに伴い、介護職員等が不足する場合に……他の法人の施設から応援職員を派遣します。</p> <p>○ 文章内容の変更を提案します 高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症等新型感染症が発生したことに伴い、介護職員等が不足する場合に……他の施設からの応援職員の派遣や災害対策と同様に地域での協力体制の構築を図ります。</p>	「長野県高齢者福祉施設等応援職員派遣支援事業」において、県内の高齢者施設等から、347施設、562名が協力施設、応援職員として登録をいただいております。この仕組みを活用して、県内の感染症発生施設から派遣要請があった場合に、応援職員を派遣する体制を構築しています。
25	89	第2編 II 第8章 第3節 要配慮者対策 の推進	<p>◇【施策の方向性】</p> <p>◆支援体制の整備 2つ目の・社会福祉法人、福祉職能団体等が参画する災害福祉広域支援ネットワークにおける災害派遣福祉チーム員の養成・訓練の円滑な実施を支援します。</p> <p>○ 下線部の追加を提案します。 チーム員の養成の前に「<u>災害派遣福祉チームの周知及びチーム員の養成・訓練……</u>」</p>	ご意見を踏まえ、「……が参画する災害福祉広域支援ネットワークにおける、災害派遣福祉チーム員の養成・訓練の円滑な実施及び、県民への災害派遣福祉チームの周知を支援します。」と記載を修正します。
26	91	第2編 II 第9章 第1節 高齢者の権利擁護	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆成年後見制度の利用促進 ・1点目</p> <p>○ 文章が長過ぎますので、次の2項目にすることを提案します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症などにより判断能力が不十分な……相談支援等を行う中核機関の設置と機能強化を支援します。</li> <li>・法定や任意の後見制度を普及するために地域における関係機関や専門職団体等の連携体制づくりを支援します。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正します。



No	計画案の該当箇所		意見の内容	県の考え方
	項	項目		
27	91	第2編 II 第9章 第1節 高齢者の権利擁護	<p>【施策の方向性】</p> <p>◆成年後見制度の利用促進</p> <p>○・3点目として次の項目の追加提案をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村成年後見利用促進基本計画の策定を支援し、市町村成年後見制度利用支援事業円滑な実施を支援します。</li> </ul>	<p>「長野県地域福祉支援計画」において、「成年後見制度利用促進法で市町村において努めることとされた、成年後見制度利用促進のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。」と明記しているところです。</p>
28	101	第3編 1介護サービス量の見込みと目標	<p>1 介護支援専門員の状況と見込みと目標</p> <p>(1) 介護保険サービス量の見込み</p> <p>○ 介護保険サービス（介護予防を含む）を利用するために求められる居宅介護支援・介護予防支援につなぐ介護支援専門員の拡充について記載されることを提案します。</p>	<p>職能団体である長野県介護支援専門員協会と連携し、介護支援専門員の人材確保の状況について、実態把握に努めてまいります。</p>